

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

| 改正後              | 改正前              |
|------------------|------------------|
| 自旅第128号          | 自旅第128号          |
| 自環第241号          | 自環第241号          |
| 制定 平成11年12月13日   | 制定 平成11年12月13日   |
| 国自旅第35号          | 国自旅第35号          |
| 一部改正 平成13年3月29日  | 一部改正 平成13年3月29日  |
| 国自旅第159号         | 国自旅第159号         |
| 一部改正 平成14年1月30日  | 一部改正 平成14年1月30日  |
| 国自旅第69号          | 国自旅第69号          |
| 一部改正 平成14年7月1日   | 一部改正 平成14年7月1日   |
| 国自総第138号         | 国自総第138号         |
| 国自旅第76号          | 国自旅第76号          |
| 一部改正 平成16年6月30日  | 一部改正 平成16年6月30日  |
| 国自旅第23号          | 国自旅第23号          |
| 一部改正 平成17年4月28日  | 一部改正 平成17年4月28日  |
| 国自旅第226号         | 国自旅第226号         |
| 一部改正 平成18年1月20日  | 一部改正 平成18年1月20日  |
| 国自旅第183号         | 国自旅第183号         |
| 一部改正 平成18年9月29日  | 一部改正 平成18年9月29日  |
| 国自旅第107号         | 国自旅第107号         |
| 一部改正 平成19年7月25日  | 一部改正 平成19年7月25日  |
| 国自旅第117号         | 国自旅第117号         |
| 一部改正 平成20年6月27日  | 一部改正 平成20年6月27日  |
| 国自旅第146号         | 国自旅第146号         |
| 一部改正 平成21年9月29日  | 一部改正 平成21年9月29日  |
| 国自旅第271号         | 国自旅第271号         |
| 一部改正 平成25年10月31日 | 一部改正 平成25年10月31日 |
| 国自旅第436号         | 国自旅第436号         |
| 一部改正 平成26年1月24日  | 一部改正 平成26年1月24日  |

国自旅第172号  
一部改正 平成26年10月10日  
国自旅第200号  
一部改正 平成28年11月1日  
国自旅第295号  
一部改正 平成28年12月20日  
国自旅第363号  
一部改正 平成29年2月28日  
国自旅第53号  
一部改正 平成29年6月7日  
国自旅第140号  
一部改正 平成29年8月24日  
国自旅第329号  
一部改正 令和6年2月27日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

記

- 1 (略)
- 2 (略)

国自旅第172号  
一部改正 平成26年10月10日  
国自旅第200号  
一部改正 平成28年11月1日  
国自旅第295号  
一部改正 平成28年12月20日  
国自旅第363号  
一部改正 平成29年2月28日  
国自旅第53号  
一部改正 平成29年6月7日  
国自旅第140号  
一部改正 平成29年8月24日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について

記

- 1 (略)
- 2 (略)

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. (1)～(2) (略)

(3) 事業用自動車

① 車種区分

車種区分については、大型車、中型車、小型車及びコンピューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車、コンピューター車以外のもの

小型車・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下

コンピューター車・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

② 事業用自動車

(イ) 申請者が使用権原を有するものであること。

(ロ) 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

(4) 車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に3両。ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に5両。

なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車、小型車及びコンピューター車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処分の処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. (1)～(2) (略)

(3) 事業用自動車

① 車種区分

車種区分については、大型車、中型車及び小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。

大型車・・・車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車・・・大型車、小型車以外のもの

小型車・・・車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

(新設)

② 事業用自動車

(イ) 申請者が使用権原を有するものであること。

(ロ) 事業用自動車として使用しようとする自動車が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車をいう。）である場合、運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があること。

(4) 車両数

最低車両数

営業所を要する営業区域毎に3両。ただし、大型車を使用する場合は、営業所を要する営業区域毎に5両。

なお、車両数が3両以上5両未満での申請の場合は、許可に際して中型車及び小型車を使用しての輸送に限定する旨の条件を付すこととする。

(5) ~ (8) (略)

(9) 安全投資計画

- ① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ) ~ (リ)のそれぞれについて記載するものとし、(ニ) ~ (チ)については、**所要の単価を下回る費用を計上するものとなっていないこと。**

- (イ) 更新までの期間における事業の展望
- (ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要
- (ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数
- (ニ) **車両確保計画及び費用**
- (ホ) 車両の点検及び整備に関する計画**及び費用**
- (ヘ) ドライブレコーダーの導入計画**及び費用**
- (ト) **デジタルタコグラフの導入計画及び費用**
- (チ) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画**及び費用**
- (リ) **その他安全の確保に対する投資計画及び費用**

(削除)

(削除)

② (略)

(10) 事業収支見積書

- ① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ) ~ (ホ)のそれぞれについて記載するものとする。

- (イ) 営業収益
- (ロ) **営業費用 (適正化機関に納入する負担金の額を含む)**

(削除)

- (ハ) 営業外収益
- (ニ) 営業外費用

(5) ~ (8) (略)

(9) 安全投資計画

- ① 輸送の安全を確保しつつ事業を適確に遂行するために必要な投資が適切になされる計画となっていること。安全投資計画には次の(イ) ~ (又)のそれぞれについて記載するものとする。

- (イ) 更新までの期間における事業の展望
- (ロ) 更新までの期間に実施する事業及び安全投資の概要
- (ハ) 運転者、運行管理者、整備管理者の確保予定人数
- (ニ) 車両取得予定台数及び保有車両台数
- (ホ) 車両の点検及び整備に関する計画
- (ヘ) ドライブレコーダーの導入計画

(新設)

(ト) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診計画

(チ) 公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定申請計画

(リ) 認定事業者による運輸安全マネジメント評価計画

(又) その他安全の確保に対する投資計画

② (略)

(10) 事業収支見積書

- ① 安全投資計画に従って事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有していること。事業収支見積書には次の(イ) ~ (ヘ)のそれぞれについて記載するものとする。

- (イ) 営業収益
- (ロ) (9) ① (ハ) ~ (又)に係る費用
- (ハ) 適正化機関に納入する負担金の額
- (ニ) 営業外収益
- (ホ) 営業外費用

(ホ) 他事業からの繰入

- ② (9) ① (ハ) ~ (チ) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。
- ③、④ (略)
- (11) ~ (16) (略)

2. 事業許可の更新 (法第8条)

(1) ~ (2) (略)

(3) (1) に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし (イ) については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

(ハ) 前回許可期限満了日の翌日 (初回更新時は許可日) から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限 (禁止) の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可期限満了日の翌日 (初回更新時は許可日) から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限 (禁止) の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について (平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定さ

(ヘ) 他事業からの繰入

- ② (9) ① (ハ) ~ (又) に係る費用について所要の単価を下回る単価に基づく収支見積りとなっていないこと。
- ③、④ (略)
- (11) ~ (16) (略)

2. 事業許可の更新 (法第8条)

(1) ~ (2) (略)

(3) (1) に定めるところによるほか、以下のいずれかに該当しないこと。ただし (イ) については、親会社等からの融資が確実に得られること等事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合にはこの限りでない。

(イ) 許可を申請する年の直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

(ロ) 最低賃金法に基づく地域別最低賃金以上の賃金が支払われていない場合

(ハ) 前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限 (禁止) の処分を受けている場合

(ニ) 前回許可時から更新申請時までの間に、法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反による輸送施設の使用停止処分以上又は使用制限 (禁止) の処分を受けた場合であって、更新許可申請時までに「自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について (平成21年10月16日国官運安第156号・国自安第88号・国自貨第95号)」に基づき認定

れた事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない  
場合

(4)、(5) (略)

### 3. 事業計画の変更の認可等

(1) 1. (1)～(15) ((12)並びに(14)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替え、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2) (略)

### 4. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。なお、譲受人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。

(2)、(3) (略)

### 5. 合併、分割又は相続の認可

された事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない  
場合

(4)、(5) (略)

### 3. 事業計画の変更の認可等

(1) 1. (1)～(15) ((12)並びに(14)②及び③を除く。)の定めるところに準じて審査すること。この場合において、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2) (略)

### 4. 事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業を譲り受けしようとする者について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。ただし、譲受人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)、(3) (略)

### 5. 合併、分割又は相続の認可

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。**この場合において、1. (9)②及び1. (10)④中「許可」とあるのは、「認可」と読み替えるものとする。**なお、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

**また、1. (10)④については、認可を申請する年の直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過であっても、親会社等からの融資が確実に得られること等、事業継続のための支援を受けることが客観的に説明される場合においてはこれを認めるものとする。**

(2)～(5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

(略)

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(略)

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

(略)

9. 挙証等

(略)

附 則（平成29年2月28日 国自旅第363号）

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出するものとする。

(1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人（以下「承継人等」という。）について、1. (1)～(15)の定めるところに準じて審査すること。ただし、合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合には、1. (11)②中「6か月分」とあるのは「2か月分」と読み替えるものとする。

(2)～(5) (略)

6. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

(略)

7. 運送約款の認可（法第11条第1項）

(略)

8. 許可又は認可に付した条件の変更等

(略)

9. 挙証等

(略)

附 則（平成29年2月28日 国自旅第363号）

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 平成29年4月1日から6月30日までに許可の有効期間満了日を迎える事業者については許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、安全投資計画及び事業収支見積書並びに安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年6月30日までに提出するものとする。

3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。

4. 2. (3) (ハ) 及び (ニ) については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であって、平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

5. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1. (9) 及び (10) は適用しないものとする。

附 則 (平成29年6月7日 国自旅第53号)

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成29年8月24日 国自旅第140号)

1. 本附則は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 事業許可の更新について、平成29年3月31日までに事業の休止を届け出た者であつて、平成29年4月1日から平成30年4月30日までの間に休止期限が到来し、かつ平成29年4月1日から平成29年11月24日までの間に許可の有効期間満了日を迎える事業者については、許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、道路運送法施行規則第6条第1項及び第2項に定める申請書に添付する書類、安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年11月24日までに提出するものとする。

附 則 (令和6年2月27日 国自旅第329号)

1. 本附則は、令和6年3月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. ただし、2. 事業許可の更新については、令和6年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

3. 平成28年12月末日までに事業許可を受けた者については、平成29年3月末日までに、事業許可の初回更新日を通知するものとする。

4. 2. (3) (ハ) 及び (ニ) については、平成29年3月31日までに許可を受けていた者及び平成29年3月31日までに受理された申請であつて、平成29年4月1日以降に許可を受けた者に限り事業許可の初回更新時には適用しないものとする。

5. 3. 事業計画の変更の認可について、平成29年3月31日までに事業許可を受けた者にあつては、当該事業者が初回更新を迎えるまでは、1. (9) 及び (10) は適用しないものとする。

附 則 (平成29年6月7日 国自旅第53号)

1. 本処理方針は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則 (平成29年8月24日 国自旅第140号)

1. 本附則は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

2. 事業許可の更新について、平成29年3月31日までに事業の休止を届け出た者であつて、平成29年4月1日から平成30年4月30日までの間に休止期限が到来し、かつ平成29年4月1日から平成29年11月24日までの間に許可の有効期間満了日を迎える事業者については、許可の有効期間満了日までに申請書を提出するものとし、道路運送法施行規則第6条第1項及び第2項に定める申請書に添付する書類、安全投資実績及び事業収支実績報告書は平成29年11月24日までに提出するものとする。



3. また、新たな運賃・料金を実施するまでの間は、従前の車種区分による申請についても認めるものとする。